

## 大分海区漁業調整委員会の委員候補者評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、漁業法（昭和24年法律第267号）及び大分海区漁業調整委員会の委員の選任に関する要綱（令和2年9月9日施行。以下「要綱」という。）の規定により委員会の委員の推薦を受けた者及び募集に応じた者（以下「委員候補者」という。）を評価することについて、必要な事項を定めるものとする。

(評価方法)

第2条 評価委員会は、要綱第5条第3項から第5項までの規定により提出された委員会の委員推薦書及び委員申込書に基づく書面評価を実施する。

- 2 書面評価を行う際の評価の観点、項目及び基準並びに配点は、別記様式のとおりとする。
- 3 書面評価に当たっては、評価委員会の委員それぞれが、前2項の規定により採点し、委員全員の合計点数により、要綱第2条第2項各号に掲げる区分（以下「委員区分」という。）ごとに、委員候補者の評価順位を決定する。
- 4 委員候補者の数が委員区分ごとの定数を超えた場合であって、前項の規定によっても委員候補者の順位付けができないときは、該当する委員区分において、順位付けができない委員候補者を対象に面接評価を実施し、順位付けを行う。
- 5 評価の合計点数が著しく低く、評価委員会が委員会の委員として適切に職務を行うことができないと判断した者は、要綱第3条に規定する委員任命候補者の対象から除外する。

附 則

この要領は、令和2年9月9日から施行する。

この要領は、令和6年8月26日から施行する。

別記様式(漁業者委員用)

氏名		年齢		性別	
住所		所属漁協支店			

1. 書面評価

評価の観点	評価項目	評価基準	評価点数		
			高い	普通	低い
漁業に関する知識・経験を有しているか	漁業に関する知識	経歴や資格等客観的基準(県漁業士、水産系大学卒業等)	5	3	1
・漁業に関する知識・経験を有しているか ・委員の職務を適切に行うことができるか	海区漁業調整委員の経験	海区漁業調整委員の経験年数	5	3	1
・漁業に関する知識・経験を有しているか ・委員の職務を適切に行うことができるか	漁協の運営等に関する経験	県漁協の役員等の経験	5	3	1
委員の職務を適切に行うことができるか	地域の漁業者を代表しているか	地域の漁業者、漁業団体からの信頼度	5	3	1
委員の職務を適切に行うことができるか	委員への応募の動機、熱意	応募書類の記入内容	5	3	1
委員の職務を適切に行うことができるか(広範な知識を持ち、客観的な判断ができるか)	漁業以外の知識・経験	経歴や資格等客観的基準(漁業関係以外の資格、県の審議会等委員等)	5	3	1

30点満点

2. 面接評価

評価の観点	評価項目	評価基準	評価点数		
			高い	普通	低い
漁業に関する知識・経験を有しているか	漁業に関する知識	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1
・漁業に関する知識・経験を有しているか ・委員の職務を適切に行うことができるか	海区漁業調整委員の経験	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1
・漁業に関する知識・経験を有しているか ・委員の職務を適切に行うことができるか	漁協の運営等に関する経験	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1
委員の職務を適切に行うことができるか	委員への応募の動機、熱意	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1
委員の職務を適切に行うことができるか(広範な知識を持ち、客観的な判断ができるか)	漁業以外の知識・経験	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1

25点満点

別記様式(学識経験委員用)

氏名		年齢		性別	
住所		職業・役職			

1. 書面評価

評価の観点	評価項目	評価基準	評価点数		
			高い	普通	低い
資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有しているか	資源管理及び漁業経営に関する学識経験	経歴や資格等客観的基準 (水産行政の経験、研究実績等)	5	3	1
その他漁業に関する知識・経験を有しているか	上記以外の漁業に関する知識	経歴や資格等客観的基準 (水産技術士、水産系大学卒業等)	5	3	1
・漁業に関する知識・経験を有しているか ・委員の職務を適切に行うことができるか	海区漁業調整委員の経験	海区漁業調整委員の経験年数	5	3	1
委員の職務を適切に行うことができるか	委員への応募の動機、熱意	応募書類の記入内容	5	3	1
委員の職務を適切に行うことができるか(広範な知識を持ち、客観的な判断ができるか)	漁業以外の知識・経験	経歴や資格等客観的基準 (漁業関係以外の資格、県の審議会等委員等)	5	3	1

25点満点

2. 面接評価

評価の観点	評価項目	評価基準	評価点数		
			高い	普通	低い
資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有しているか	資源管理及び漁業経営に関する学識経験	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1
その他漁業に関する知識・経験を有しているか	上記以外の漁業に関する知識	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1
・漁業に関する知識・経験を有しているか ・委員の職務を適切に行うことができるか	海区漁業調整委員の経験	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1
委員の職務を適切に行うことができるか	委員への応募の動機、熱意	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1
委員の職務を適切に行うことができるか(広範な知識を持ち、客観的な判断ができるか)	漁業以外の知識・経験	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1

25点満点

別記様式(中立委員用)

氏名		年齢		性別	
住所		職業・役職			

1. 書面評価

評価の観点	評価項目	評価基準	評価点数		
			高い	普通	低い
海区漁業調整委員会の所掌に関する事項について利害関係がないか	利害関係を有しないこと	経歴等	5	3	1
その他漁業に関する知識・経験を有しているか	上記以外の漁業に関する知識	経歴や資格等客観的基準(水産技術士、水産系大学卒業等)	5	3	1
・漁業に関する知識・経験を有しているか ・委員の職務を適切に行うことができるか	海区漁業調整委員の経験	海区漁業調整委員の経験年数	5	3	1
委員の職務を適切に行うことができるか	委員への応募の動機、熱意	応募書類の記入内容	5	3	1
委員の職務を適切に行うことができるか(広範な知識を持ち、客観的な判断ができるか)	漁業以外の知識・経験	経歴や資格等客観的基準(漁業関係以外の資格、県の審議会等委員等)	5	3	1

25点満点

2. 面接評価

評価の観点	評価項目	評価基準	評価点数		
			高い	普通	低い
海区漁業調整委員会の所掌に関する事項について利害関係がないか	利害関係を有しないこと	経歴等	5	3	1
その他漁業に関する知識・経験を有しているか	上記以外の漁業に関する知識	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1
・漁業に関する知識・経験を有しているか ・委員の職務を適切に行うことができるか	海区漁業調整委員の経験	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1
委員の職務を適切に行うことができるか	委員への応募の動機、熱意	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1
委員の職務を適切に行うことができるか(広範な知識を持ち、客観的な判断ができるか)	漁業以外の知識・経験	面接での質疑応答の内容により評価	5	3	1

25点満点